

条例周知に向けた啓発活動について

1 啓発資材の作成及び配付先

- ・ 愛知県青少年保護育成条例のあらまし 10,000枚
条例の概要を記載したあらまし（A3両面）を作成し、各市町村、警察へ配布。
- ・ ウェットティッシュ 20,000個
『JKビジネス』は危険がいっぱい！！』という標語を記載したウェットティッシュを作成し、各市町村、警察へ配布。
- ・ 啓発用チラシ 10,000枚
JKビジネスを規制する条例の概要を記載したチラシを作成し、各市町村、警察へ配布。

2 業者等に対する周知

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営適正化法」という。）の一部改正に伴う条例改正について業者等に周知した。

- ・ 旧風営適正化法第2条第1項第1号に該当する店舗（キャバレー等）に対して、通知文を送付。
- ・ 県内の深夜営業施設に立入調査するとともに、深夜時間が変更する旨を説明。